

<Cライセンス審判講習会 要項>

1. 講習会名 Cライセンス審判講習会
2. 主催 滋賀県柔道連盟
3. 対象役員 競技部/審判員会
4. 受講資格
 - (1) 年齢 18歳以上
 - (2) 柔道経験 二段者
 - (3) 審判経験 都道府県において指導者登録又は競技者登録し、かつ講習会に出席し、許可された者とする。
 - (4) 有効期限 Cライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その1年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。
ただし、管轄する団体は審査のうえ1年の有効期間を更新することができる。

5. Cライセンス審判員の認定について

Cライセンス審判員として活動するための必要最低限の技術を身につけるため合格ラインを明確にした学科試験と実技試験ならびに、各支部（道場）での20試合以上の練習試合等の実技経験を課すこととする。

<認定の流れ>

- ①講習会受講（5月、9月）
- ↓
- ②学科試験（講習終了後学科試験 [時間:20分、問題数:20問、合格:80点以上]）
- ↓
- ③実技実習（各支部（道場）で、Bライセンス以上の指導のもと審判の実習
20試合以上の経験を積むこと）
- ↓
- ④実技実習証明書（支部長の証明印が必要）
- ↓
- ⑤実技試験（昇段審査会にて、受講後2年以内に実技試験 [試合数:5試合以上、
内容:動作・発生・技（反則）の判定、合格:各5点（15点満点）
減点方式10点で合格] を受けること。
- ↓
- ⑥Cライセンス認定（学科および実技試験で合格した者に、Cライセンスを認定する）

6. 日時と場所

- (1) 5月度
 - A.日時 2024年5月4日（土） 9:00～
 - B.場所 滋賀県立武道館 柔道場
 - C.申込期限 2024年4月5日（金）必着のこと
- (2) 9月度
 - A.日時 2024年9月8日（日） 9:00～
 - B.場所 彦根市 近江高等学校 柔道場
 - C.申込期限 2024年8月10日（土）必着のこと

7. 講習料 1000円/名

8. 申し込み方法

メール（申込専用：c-license@judo-shiga.com）による申し込みとする。
滋賀県柔道連盟ホームページ（<http://www.judo-shiga.com>）より申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにてお送り下さい。

9. その他

- (1) 審判員更新講習会を毎年受講すること
- (2) 既にCライセンス審判員資格を取得している者で初段の者は、2026年3月31日までに2段を取得しなければ資格が失効する。
- (3) 柔道場に入る方は、会員登録証を必ず持参ください。